

平30福個答申第1号
平成30年5月11日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(住宅都市局みどりのまち推進部みどり政策課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分及び
非開示決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成17年福岡市条例第103号) 第49条第1項の規定に基づき、平成28年8月26日付け住み政第80-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第113号

「亡母の霊園利用に係る承継申請関係書類に記載された個人情報」の一部開示決定処分及び非開示決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「亡母の霊園利用に係る承継申請関係書類に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分及び非開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成28年5月18日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 平成28年5月9日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第18条の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

「母の平尾霊園の利用に係る区画番号及び承継申請の事実の有無。承継申請書類一式の記載情報。申請手続の経緯。」（表現を一部補正）

- ② 平成28年5月18日、実施機関は、本件個人情報のうち、「区画番号及び承継申請の事実の有無、承継申請書類一式の記載情報」については、その一部が条例第20条第2号に規定する非開示情報に該当するとして、その余の部分を開示する一部開示決定処分を、また、「申請手続の経緯」については、経緯を記録した書類が存在しないことを理由に非開示決定処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ③ 平成28年8月1日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として審査庁に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び平成30年3月22日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）第15条に「1 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。」「2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があったときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。」と明文化されている。

る。

承継権利者たる私の立場も無視したもので、その経緯を実施機関に対して情報公開を求めたものであり、現在の利用権者である妹の家族構成等は開示請求者として当然知り得る個人情報でもある。にもかかわらず私が情報公開を求めても実施機関は個人情報を盾に開示しない。このことは墓地埋葬法第15条第2項違反である。

実施機関は、非開示の理由として、開示請求に係る保有個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれており、第三者に関する情報を本人に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることを主張しているが、墓地埋葬法第15条第2項に定める死者に関係ある者として私は該当しない。

- ② 実施機関の職員は、パソコンの画面で確認し、現在の利用権者は妹であること、次の承継予定者は、妹が指名した妹の子であること及び郵送であったため実施機関が認可し送付したことを私に告げた。この時点で秘密ではなく、情報を手にできる身内の件であり隠す必要もない。
- ③ 「申請手続の経緯」については、妹の申請手続の経緯を開示請求したところ、亡母の申請手続の経緯にすげ替えられた。また、省令を無視しないで全面開示を求める。
- ④ 実施機関が情報公開で開示し公文書となった文章に重大な過失がある。
実施機関が参考資料に提出した第290-1号は市立霊園の利用区画に係る詳細な承継者が間違っている。情報公開という正規の手続で入手した公文書は、もはや実施機関の内部資料ではなく、公文書を管理する当時の実施機関の職員が規則に基づき、確認作業を行わなかったことで、私は墓地の建立費を負担し祭事を執り行ってきた私の承継予定者としての権利を失った。この事実は消し難い物である。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成30年2月14日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 一部開示決定処分において非開示とした情報は、審査請求人の妹及び妹が指名した次の承継予定者の住所、本籍、連絡先電話番号、印影等の情報である。保有個人情報開示請求においては、条例第20条第2号により、法令の規定や慣行により知ることができる情報を除いて近親者といえども、請求者以外の個人の情報を開示することはできない。

審査請求人は、墓地埋葬法第15条第2項の規定を根拠に、情報の全面開示を求めている。しかし、同条の規定は、遺族のプライバシー保護の観点から、個人情報等についての閲覧請求を拒否することを禁ずるものではないとされている。

非開示とした情報は、請求人以外の第三者のプライバシーに関わる情報であるため、法令の規定（墓地埋葬法第15条）に基づき情報開示請求があった場合であ

っても、保護すべき情報であると判断される。

- ② また、亡母の住所については、第三者の個人情報を特定するおそれがあることから、開示することにより、霊園管理事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第20条第6号に該当すると判断される。
- ③ 申請手続が行われた経緯に関する情報（申請者からの書類郵送、又は窓口来所いずれの方法によってなされたのか、また、窓口来所により行われた場合の、来所した者の氏名、人数や相談内容の詳細）は、それを記録した文書が存在しないため、文書の不存在という事実に基づき、非開示決定処分を行ったものである。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報のうち、「区画番号及び承継申請の事実の有無、承継申請書類一式の記載情報」については、実施機関が保有する平成〇年〇月〇日付け霊園利用権承継申請書一式（以下「承継申請書」という。）に記載されており、実施機関は、その一部が条例第20条第2号及び第6号に該当し、非開示とすべきとしている。

そこで、当審議会では、実施機関が非開示とすべきとしている部分について、条例第20条各号の該当性を検討する。

また、本件個人情報のうち、「申請手続の経緯」については、経緯を記録した書類が存在しないことを理由に非開示決定を行っているため、当審議会では、その存否について検討する。

(2) 承継申請書の条例第20条第2号該当性について

- ① 条例第20条第2号に規定する第三者の個人情報とは、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもののうち、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報等を除いたものである。
- ② 承継申請書において、実施機関は、亡母の住所及び印影、妹の本籍、住所、印影及び電話番号、妹が指名した次の承継予定者の本籍、住所、氏名、生年月日、続柄及び電話番号等の情報を、第三者の個人情報に該当するとして非開示としている。
当審議会が確認したところ、当該部分は開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であった。そして墓地埋葬法第15条第2項の規定は、遺族のプライバシー等を保護する観点から、個人情報等についての閲覧請求を拒否することを禁ずるものではないと解されることから、当該部分は法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情

報とは認められず、条例第20条第2号に該当する。

- ③ なお、実施機関は、亡母の住所について、条例第20条第6号の規定にも該当すると主張しているが、条例第20条第2号の規定に該当すると認められることから、条例第20条第6号の該当性については、当審議会において重ねて判断しないものとする。

(3) 申請手続の経緯の存否について

当審議会が実施機関に対し、承継申請書の提出が郵送によってなされたものか、窓口来所によってなされたものかが記録された文書が存在しないか改めて確認したところ、承継申請書の提出は、郵送又は窓口来所いずれかの方法によってなされるものであるが、その記録は行っていないとのことだった。

当審議会事務局職員が当該記録の存否を確認したが、当該記録が存在することを確認できなかったことから、実施機関が申請手続の経緯を記録した文書を保有しているとは認められない。

なお、審査請求人は、妹の申請手続の経緯を開示請求したところ、亡母の申請手続の経緯にすげ替えられたと主張するが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成28年 8 月 26 日	審査庁から諮問
平成28年10月11日	実施機関から弁明意見書を受理
平成29年 1 月 30 日	審査請求人から反論意見書を受理
平成30年 1 月 17 日 (第188回審査請求部会)	審議
平成30年 2 月 14 日 (第189回審査請求部会)	実施機関から意見聴取及び審議
平成30年 3 月 22 日 (第190回審査請求部会)	審査請求人から意見聴取及び審議
平成30年 4 月 13 日	審査請求人から反論意見書を受理
平成30年 4 月 23 日 (第191回審査請求部会)	審議